

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省九州地方整備局佐賀河川事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 6 年 12 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（河川定期縦横断測量及び河川深淺測量）
- 2 作業期間 令和 6 年 12 月 2 日から令和 7 年 3 月 21 日まで
- 3 作業地域 佐賀市及び神埼市の一部